

京田辺市監査公表第4号

定期監査等の結果に関する公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和4年11月30日

京田辺市監査委員 瀧山茂樹

京田辺市監査委員 田原延行

定期監査等の結果に関する報告について

第1 監査の概要

令和4年度京田辺市監査実施方針及び年間監査計画、並びに京田辺市監査基準（令和2年京田辺市監査委員規程第3号。以下「監査基準」という。）に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

出納室及び議会事務局所管の令和3年度財務に関する事務の執行（令和2年度から令和3年度へ繰越した予算及び令和3年度から令和4年度へ繰越した予算を含む。）及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

今回の監査は、法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、その事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、重点確認項目として定めた次の項目が適切に行われているかを確認した。

また、法第199条第2項の規定による、いわゆる行政監査の視点からも監査を行った。

「重点確認項目」

- (1) 京田辺市行政改革実行計画の重点プログラム事項の進捗状況について、事業管理が適切に行われているか。
- (2) 人事異動等の事務引継ぎが十分に行われているか。
- (3) 根拠法令等に基づいて事務が執行されているか。
- (4) 意思決定のプロセスは適切か。

- (5) 出張報告書が適切に作成されているか。
- (6) 文書管理事務が適切な時期に行われているか。
- (7) 支払期日から遅れて支出しているものはないか。
- (8) 切手等の使用や保管が適切に行われているか、また郵便物を発送する際の誤発送の防止対策等が行われているか。
- (9) 個人情報を含む申請書等の管理が適切に行われているか。
- (10) 基金及び有価証券の管理運用に関する事務が適切に行われているか。
- (11) 京田辺市議会政務活動費の交付に関する条例、同規則、その他関係規定に基づき、適正に執行されているか。

4 監査の主な実施内容

監査の実施については、あらかじめ対象部局に関係資料の提出を求めて書類調査を行い、その調査内容について監査等課題事項確認書を所属に照会の上回答を求め、その回答内容について所属別に弁明、見解等の聴取（所属別ヒアリング）を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策（三密回避）として出席者及び時間抑制の上、監査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

市役所庁舎 4階監査委員事務局

(2) 監査の日程（実施期間）

令和4年7月13日から令和4年11月28日まで

第2 監査の結果

監査基準第23条の規定により、監査の結果に関する報告等を次のとおり行う。

1 監査の結果に関する報告

(1) 総括的事項

監査の結果、監査の対象に係る財務に関する事務の執行については、法令等に基づいておおむね適正に事務処理が行われており、経営に係る事業の管理については、適切な管理が行われていた。

しかし、所属別に例規の整備や財務事務手続において一部不適切なものが見受けられた。

これらのことから、次の所属別事項について、出納室及び議会事務局内において周知徹底の上、適正な事務執行を行われたい。

(2) 所属別事項

ア 出納室

a 積立金に係る支払事務において、指定合議に一部不適切なものが見受けられたことから、適切な事務処理を行われたい。

b 保険料に係る支払事務において、支払方法に一部不適切なものが見受けられたことから、適切な事務処理を行われたい。また、関係する規則の整備も図られたい。

イ 議会事務局

a 旅費に係る支払事務において、指定合議に一部不適切なものが見受けられたことから、適切な事務処理を行われたい。

b 所管例規において、役職名に一部不適切なものが見受けられたことから、適正に修正されたい。

2 監査の結果に関する報告に添える意見

意見すべき事項はない。

3 監査の結果に関する報告に係る勧告

勧告すべき事項はない。